都 道 府 県 別 事 後 評 価 概 要 一 覧 表 （推進交付金）

都県別　東京都

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	交付金相当額	目標値及び実績				都道府県等の事後評価			
						目標値		実績	達成度	評価	評価の概要及び対応方針等	第三者の意見	意見への対応
Ⅰ 農畜水産物の安全性の確保	農薬の適正使用等の総合的な推進	東京都	事業の実施方法 1　事業の必要性 東京都内には、5,679件（平成25年3月末現在）の農薬販売者による届出があり、小売、卸売を問わず、販売者が集中している。また、農地や樹木は市街地にあるため、住宅地と隣接した中での農薬散布となり、細心の注意が必要とされる。 平成14年の無登録農薬問題発生以降、都民の『食の安全・安心』に対する高まりを受けて、年間立入件数を増やし、重ねて、リーフレット作成や講習会の実施をすることにより農薬の適正販売・使用を喚起してきたが、依然として、農薬に対する正しい認識の周知徹底が一部ではなされていない状況にある。 2　目標値の考え方 　立入検査を実施する中で、所在地に実在しないもの（不明）は検査除外にする。また将来にわたって農薬を取り扱わない販売者には廃止届の提出を求めるなど、実態把握を数年かけて実施しているところである。 　目標値は、平成22年度に実施した立入検査の結果見られた不適正な販売及び使用の発生割合とした。 【現状】23年度不適切販売の発生割合(%)0.8% 【目標】23年度より0.2ポイント減少　0.6% 　立入検査と講習会の実施、農薬管理指導士の認定を通して、農薬の適正販売・使用を推進するために、以下の事項を実施する。 （1）農薬管理指導士の養成及び資質向上のための研修会の開催 （2）農薬使用者を対象にした安全・適正使用講習会の開催 （3）農薬残留確認調査	(1)農薬の安全使用の推進 　安全使用講習会　2回 (2)農薬の適切な管理及び販売の推進 　販売業者立入608件 　農薬管理指導士研修3回 (3)農薬残留確認調査 　土壌・作物残留分析16点	886,197	不適切な販売割合	0.6%	1.1%	55%	B	農薬の不適切な販売割合の発生率は目標値に対して低い達成度であったが、その内容は農薬販売届の変更・廃止届の未提出及び有効期限切れ農薬の陳列がほとんどを占め、無登録農薬販売や不適正表示の事例は一切無く、農薬の安全使用、適切な管理、適切な販売の取組みの重要性は認識されていた。 農薬販売店への立入検査の際、東京都は卸売業者に対してパンフレット等による農薬の適切な販売について指導している。併せて、卸売業者からも小売業者へ農薬の適切な販売について周知するよう指導し、販売者間での農薬の適正販売に関する意識の向上に寄与した。 　また、農薬安全講習会・農薬管理指導士養成研修会等の実施により、農薬使用者に対する農薬の適正・安全使用の周知徹底が図られ、使用者の意識は着実に向上しており、今年度の事業の目的を達成したと考えられる。	本事業は、消費者や議会の「食の安全・安心」や「住環境の安全・安心」に対する強い要望に応える基礎となるものであり、極めて重要である。また、単年度の高低の評価よりも、数年の中期的スパンで目標を達成することが望まれる課題である。東京都は農薬販売業者数が多いため、立入件数はその10.7%であるが、過去2年が6.5%、8.7%であり、実数も90件も増やした。目標値はクリアできなかったものの、不適切な販売撲滅へ向けて前年度以上に努力していると評価できる。違反内容も無登録農薬の販売等の重大なものではない。また、本事業メニューの講習会・研修会や農薬残留確認調査も当初計画通り、着実に実施され、農薬販売者、使用者の資質向上に貢献していると判断される。	事業は適正に行われており、特段の対応はなし。
	畜産物の安全性の確保	東京都	事業の実施方法 1　事業の必要性 平成13年9月に国内で発生した牛海綿状脳症(BSE)を契機に、その発生を防止するため、牛や緬羊などの反芻動物に肉骨粉等の動物由来タンパク質を給与することが禁止されている。 生産段階における畜産物の安全性を確保するため、都内の牛飼養農家に対する巡回指導を実施するとともに、牛用飼料中の肉骨粉等抽出検査を行い、給与飼料の管理の適正化を図る 2　目標値の考え方 　目標値の設定については、前年、不適正な事例の発生が無かったことから、立入検査等の実施率とした。 （1）現状（平成23年度） ①検査対象施設数：47戸 ②立ち入り検査対象事業場数：1,825戸（平成22年末の畜産農家及び飼料製造業者等の施設数） 現状（%）＝（①／②）×100＝（47／1,825）×100＝2.6	（2）事業実施後（平成24年度） ③検査対象施設数：62戸 ④立ち入り検査対象事業場数：1,833戸 （平成23年末の畜産農家及び飼料製造業者等の施設数） 事業実施後（%）＝（③／④）×100＝（62／1,833）×100＝3.4	306,000	立入検査等の実施率	2.7%	3.4%	126%	A	巡回点検による農家指導と飼料抽出検査を計画的に行い、全ての検体に肉骨粉の混入は無いことが確認され、目標を達成した。	と畜場におけるBSE検査の対象月齢が48ヶ月に引き上げられた今、食品生産の入口である生産現場での検査実施は非常に重要である。目標値を達成しており、評価できる。 BSEを題材とした小説が発表される等消費者の関心もいまだに薄れていない疾病であり、今後も検査継続をして飼料管理の適正化を図ることが望ましい。	事業は適正に行われており、特段の対応はなし。

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	交付金相当額	目標値及び実績				都道府県等の事後評価			
						目標値		実績	達成度	評価	評価の概要及び対応方針等	第三者の意見	意見への対応
Ⅲ伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止	家畜衛生の推進	東京都	事業の必要性及び目標値の考え方 1　事業の必要性 〃　近年、口蹄疫、牛海綿状脳症及び高病原性鳥インフルエンザ等重要な伝染性疾病が、継続的に発生し、畜産経営だけでなく、都民の生活にも大きな影響を与えている。 家畜の生産性及び衛生管理の向上並びに生産段階における畜産物の安全性を確保するため、家畜衛生に関する各種調査、検査並びに情報収集等を行い、畜産農家に対する衛生管理技術の普及・啓発及び指導を実施し、伝染性疾病の発生割合の低減を図る。 2　目標値の考え方 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条第4項及び第13条第4項の規定に基づき都道府県が国に報告する監視伝染病の発生件数及び都道府県等が病性鑑定等で把握する監視伝染病以外の伝染性疾病の発生件数の和の減少率及び検査件数の増加率により家畜衛生に係る取組の充実度を次式にて算出する。 家畜衛生に係る取組の充実度の算定式＝100×（1＋A）×（1＋B） A＝家畜の伝染性疾病の発生件数の減少率 B＝Aにおける対象疾病の検査件数の増加率 （1）現状（平成23年度）伝染性疾病の発生件数＝2、対象疾病の検査件数＝12,844 （2）事業実施後（計画）伝染性疾病の発生件数＝2、対象疾病の検査件数＝11,997 A＝家畜の伝染性疾病の発生件数の減少率 ＝（－（［事業実施後］－［現状］）／［現状］）＝（－（2－2）／2）＝0 B＝Aにおける対象疾病の検査件数の増加率 ＝（［事業実施後］－［現状］）／［現状］＝（11,997－12,844）／12,844＝-0.066 家畜衛生に係る取組の充実度＝100×（1＋A）×（1＋B） ＝100×(1+0)×(1−0.066)＝93.4	(1)監視体制の整備 ・BSE検査・清浄化の推進：127頭 ・動物由来感染症監視体制の整備(O157など)：223検体 (2)家畜衛生対策による生産性向上の推進 ・鶏1,607検体、豚1,275検体 (3)畜産物の安全性向上 ・728検体(鶏卵等)3品目、実戸数8戸 ・家畜の伝染性疾病の発生件数　　2 ・伝染性疾病の検査件数　　11,263 家畜衛生に係る取組の充実度 A＝(2−2)/2=0 B＝(11,263−12,844)／12,844＝−0.123 100×(1+0)×(1−0.123)＝87.7%	4,457,000	家畜衛生に係る取組の充実度	93.4%	87.7%	94%	A	伝染性疾病の発生は単発的には確認されたものの、伝染病のまん延といった状況はなかった。 各種事業の実施により都内畜産農家の衛生対策の向上が図られていると考えられ、飼養管理が良好に維持されていることが確認された。	23区から奥多摩、島しょ地域まで広範囲に存在する農場を少数の職員で効果的・効率的に衛生指導しており、伝染病の発生が抑制されていると思う。 特に家保通信については、読みやすい紙面を心がけ、ホームページに掲載し飼養者の意識向上に寄与していると考えられる。月1回の発行は大変だが、今後も継続して欲しい。	事業は適正に行われており、特段の対応はなし。
	養殖衛生管理体制の整備	東京都	1　事業の必要性 近年、水産養殖業に魚病が多発しており、この対策に使用される水産用医薬品に関して残留性の観点から適正な使用が必要になっている。また、食品の安全性に対する消費者の関心の高まりもあり、医薬品だけでなく、養殖現場で使用される養魚用飼料や衛生管理にも適正な指導と監視体制の整備が不可欠である。そこで、魚病発生の把握に努め、魚病に対する防疫および医薬品の適正使用を行うとともに、都内における魚病の発生・蔓延を防止し、より安全で安定した養殖魚生産の推進を図るため、交付要綱別表1の事業メニューのうち、（1）総合推進会議の開催等、（2）養殖衛生管理指導、（3）養殖場の調査・監視、（5）疾病の発生予防・まん延防止にとり組むこととした。 2　目標値の考え方 給餌養殖経営体数 ・都内の養殖組合等に加盟し、都内に養殖池をもっている養殖業者（34 軒、内3軒は観賞魚養殖業者） ・水産用医薬品適正指導使用指導等会議の開催回数 2 回（海面1 回・内水面1回） ・養殖衛生指導（巡回指導等）によるもの（31 軒） 養殖衛生管理指導を実施した経営体数の養殖等経営体総数に占める割合 31／34＝91．2%	・給餌養殖経営体数：都内の養殖組合等に加盟し、 都内に養殖池をもっている養殖業者（34軒 内3軒は観賞魚養殖業者） ・水産用医薬品適正指導使用指導等会議の開催回数　2回（海面1回・内水面1回） ・養殖衛生指導（巡回指導等）によるもの（31軒） 養殖衛生管理指導を実施した経営体数の養殖等経営体総数に占める割合 31／34＝91．2%	1,214,000	養殖衛生管理を行った養殖経営体数の割合	91.2% （31／34）	91.2% （31／34）	100%	A	指導会議、巡回指導を計画的に進め、目標を達成した。	本事業は順調に進捗し、当初の計画通り、目的を達成していると認められる。	事業は適正に行われており、特段の対応はなし。
	病害虫の防除の推進	東京都	事業の実施方法 (1) 総合的病害虫管理（IPM）実践地域の育成 1　目的と方法 施設ホウレンソウの重要病害虫(シロオビノメイガ、ハダニ類、アザミウマ類、アブラムシ類など)のIPMについて、23年度農林総合研究センターにおいて各種防除法を検討し、一定の効果が確認された。 そのため、生産者の圃場における実証展示では、近紫外線除去フィルムと紫外線透過性フィルムの比較、近紫外線除去フィルムと防虫ネット及びIGR剤を組み合わせた防除体系について検討する。 2　目標値の考え方 目標値は、都独自に生産者レベルで取組可能なものを実践指標として設定する。 実践指標における管理ポイント5項目のうち、重要な3項目に取組む。 3／5　× 100 ＋ 100 ＝ 160から目標値を160とする。 →実績　2／5　× 100 ＋ 100 ＝ 140 3　管理項目（○：取組項目） ○近紫外線除去フィルム、○防虫ネット、○IGR剤、気門封鎖剤、微生物農薬 →実績（取組事項）：近紫外線除去フィルム、防虫ネット	(1)総合的病害虫管理(IPM)実践地域の育成 ホウレンソウ（2圃場）4.2a	100,125	IPM実践指標値の現状値よりの向上率	160回	140	88%	A	実証展示は、都内施設ホウレンソウ生産者の2圃場で実施した。 1件は近紫外線除去フィルムと紫外線透過性フィルムの比較、もう1件は近紫外線除去フィルム、防虫ネット及びIGR剤の組み合わせとした。 結果、フィルムの比較試験では、近紫外線除去フィルムは価格は割高であるが、薬剤防除が不要であったためコスト増が相殺された。しかし、徒長気味の生育により、収量がやや減少する傾向であった。 近紫外線除去フィルム、防虫ネット及びIGR剤の試験では、薬剤防除が必要な害虫の発生が見られず、IGR剤を使用することなく収穫することができた。 双方とも、生産者にIPMによる農薬を減らす取り組みについて理解を深めてもらうことができた。また、部会等の報告で農業者へ普及推進に努めることができた	環境保全型農業や持続型農業を推進する上で、IPMの普及推進は重要であり、とりわけ本事業は研究機関で効果確認を行った技術を生産者圃場で実証・普及を図る点で事業として優れている。取り組み項目として①近紫外線除去フィルム、②防虫ネット、③IGR剤があげられており、実際には害虫の発生が少なかったり、手取り防除を行ったためIGR剤は両展示圃とも施用されなかった。そのため実績値は140と目標値より下がっているが、実情から言えば達成度は100%と評価できる。また、本事業における成果検討会等の波及効果や広報によりIPMの推進に有効である。一通りの課題に対応したため次年度より事業を休止するとのことであるが、現地におけるIPM推進上の課題が再度発生した際には、このような取組みを引き続き実施することが望ましい。	事業は適正に行われており、特段の対応はなし。

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	交付金相当額	目標値及び実績				都道府県等の事後評価			
						目標値		実績	達成度	評価	評価の概要及び対応方針等	第三者の意見	意見への対応
	重要病害虫の特別防除等	東京都	事業の実施方法 1　目　的 果樹や果菜類の重要害虫であるミバエ類等が侵入した場合、早期に発見するため、輸入農産物が集積する青果市場において侵入警戒調査を実施した。 調査は、都内の青果市場に誘殺トラップを設置し、月1回誘殺剤の交換を兼ねて行った。 2　内　容 （1）調査地点　　10市場（区部5市場、多摩地域5市場） （2）調査対象害虫　ウリミバエ及びミカンコミバエ類、チチュウカイミバエ （3）調査期間　　4月から11月（8ヶ月間） なお、これらについては、都と農林水産省植物防疫所との間で取り決めてきている。このため、例年同様の調査を実施した。 3　侵入警戒調査総回数 （1）ウリミバエ及びミカンコミバエ類　10地点×8ヶ月＝80回・・a （2）チチュウカイミバエ　　10地点×8ヶ月＝80回・・b	（ア）侵入警戒調査実施状況・地点数 （a)80回・10地点、(b)80回・10地点 （イ）対象病害虫の発見・発生状況 （a)なし、(b)なし （ウ）対象病害虫の防除状況 （a)なし、(b)なし	100,210	重要病害虫侵入警戒調査等の実施	160回	160回	100%	A	事業計画に基づき、着実に目標値を達成した。	警戒する病害虫がわが国に侵入した場合に要する農業被害は甚大である。本事業は地道な内容であるが、継続して実施すべきものである。当年度の調査は計画的に実施されており、該当の害虫の捕獲は認められないとの結果が得られたことは、所期した目標に達している。また、東京では国外や都外からの入荷が極めて多く、また、全国に出荷されることから、都の市場は全国的にも重要な調査地点といえる。国機関との連携もできており、今後とも連続して実施すべき事業である。	事業は適正に行われており、特段の対応はなし。
Ⅳ　地域における日本型食生活等の普及促進	地域における日本型食生活等の普及促進	東京都	事業の実施方法 1　事業の必要性 東京は、食に関するさまざまな情報が集積している都市である。その集積を最大限に活用し、都民一人ひとりが食を大切にする心をもって、健全な食生活の実践や食を通じたコミュニケーションづくりなどを推進するため、食事バランスガイドを中心に食に対する関心を高めていくことが大切である。そのためには、区市町村をはじめ、事業者や地域社会などがそれぞれの役割を果たし、都民の健全な食生活を支える食の環境づくりを進めることが重要となる。 こうした視点から、平成24年度はさまざまな団体と連携を図りながら、広く都民が参加する食育に関するフェアを開催し、都民の意識向上を図るとともに、食育に取り組む関係団体相互のネットワーク化を推進し、地域における食育活動の裾野を広げた。その連携やネットワークを基盤に東京の食育を積極的に推進した。 2　目標値の考え方 食育推進基本計画では、23年度から27年度までの新たな計画で、「生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進」を重点課題としている。都としてはこれを踏まえ、「脂肪の取りすぎをやめ動物、植物、魚由来の脂肪をバランスよくとる」ことを実践している人の割合を40%にすることを目標とした。	事業の成果 1　事業実施内容 都民と食育活動団体との交流や連携を促進し、東京の食育活動の充実を図るため、代々木公園ケヤキ並木通りにおいて、「第6回東京都食育フェア」を開催した。 「楽しみながら食を育もう！」をコンセプトに、以下のような催しを行った。 (1)都や活動団体の食育への取り組みの紹介 (2)特設ステージにおいて講演 (3)動物とのふれあいコーナー 2　成果 「食事バランスガイド」実践度調査の実績 （1)調査時期　　平成24年10月6日～10月7日　2日間 （2)調査方法　　アンケート調査 （3)調査対象人数　アンケート有効回答　1,094名 （4)調査項目　　「脂肪の取りすぎをやめ動物、植物、魚由来の脂肪をバランスよくとる」の実践状況 （5)調査結果　　「脂肪の取りすぎをやめ動物、植物、魚由来の脂肪をバランスよくとる」を実践していると回答した者の割合 375／1094×100=34.3%	4,453,267	「脂肪の取りすぎをやめ動物、植物、魚由来の脂肪をバランスよくとる」（平成24年度東京都食育フェアアンケートによる）	40%	34.3%	85.8%	A	目標値に達することはできなかったが、現状数値をやや上回る結果となった。食事バランスに対する都民の意識を向上させ、さらなる食育の推進が求められている。都においては、実践している人の割合をさらに増やすことを今後も目標として、食育の普及・啓発に一層力を入れていく必要がある。	食育フェアが計画的に実施され、さらに多くの都民に食育の意義について理解してもらうとともに、関係団体相互のネットワークの基礎が築かれた。 今年度は、食育に関して、より熱心に取り組んでいる団体の出展が多く、各団体の様々な食育活動について知る良いきっかけとなった。 今後とも、関係団体等と協力して食育を推進し、都民の健全な食生活の普及啓発をさらに進めていただきたい。	事業は適正に行われており、特段の対応はなし。
Ⅲ伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止（特別交付型）	重要病害虫の特別防除等（PPV）	東京都	平成21年4月、東京都青梅市で栽培されているウメにウメ輪紋ウイルス（プラムポックスウイルス、以下「PPV」）が感染していることが確認された。そこで、PPVのまん延を防止するため、周辺地域における発生調査、及びこれを媒介するアブラムシの防除、感染樹等の買上げ、伐採・焼却等を実施する。	（1）プラムポックスウイルスの発生調査 ・調査地域：東京都内32区市町村　・調査時期：5月中旬～8月下旬 ・調査対象植物：ウメ、モモ、スモモ、アンズなど省令による移動制限植物 （2）アブラムシの防除 ・防除地域：東京都青梅市　・防除面積：76,000㎡　・対象植物：ウメ ・防除概要：薬剤散布（ウララDF）年1回（4月上旬～6月中旬） （3）植物の買上げ ・実施地域：足立区、青梅市、あきる野市、福生市、羽村市、日の出町、奥多摩町 昭島市・小平市 ・本数：計　6,888本　経済樹 4,674本、庭木等 2,158本、苗木・植木類 56本 （4）植物の伐採及び焼却 ・実施地域：足立区、青梅市、あきる野市、福生市、羽村市、日の出町、奥多摩町 昭島市・小平市 ・本数：計　9,930本　経済樹 7,144本、庭木等 2,673本、苗木・植木類 113本 （5）その他の防除対策推進に必要な経費 ・緊急防除の実施に関するリーフレットの印刷、 配布：農業者向け10,000部　市民向け50,000部	528,972,440	プラムポックスウイルスのまん延防止		プラムポックスウイルスのまん延防止	100%	A	目標を達成しており良好である。	PPV感染が確認されて以来、都は国と密接に連携し、発生地点の迅速な把握や対応ができていると評価できる。生産者向け、一般向けの啓発パンフの作成・配布も行っている。ただ、発生区域が拡がっているようであり、多大な人的な労力や経費が増大していると思われるので、行政の業務遂行や事務作業等に対してさらなる適切な措置が必要であると考えられる。また、生産者は早期に再生したい意向が強いようなので、国は事業推進の工程表や予算措置についても地元の意向を十分に斟酌し、適宜、適切な見直しが必要である。	事業は適正に行われており、特段の対応はなし。
総計・総合評価					540,489,239				92%	A			